

10 税の控除・減免等

1 所得税・市道民税の障害者控除、扶養控除及び配偶者控除

知的障害者（児）又はその者を扶養している方の年間所得から、次の額が控除されます。

（1）障害者控除

障害の程度	控除の内容		所得税	市道民税
療育手帳 A	障害者本人の所得から控除する場合	特別障害者	40万円	30万円
	※障害者を扶養している人の所得から控除する場合	同居 同居特別障害者	75万円	53万円
		別居 特別障害者	40万円	30万円
療育手帳 B	障害者本人の所得から控除する場合	障害者	27万円	26万円
	※障害者を扶養している人の所得から控除する場合			

※1 障害者を扶養している人の所得から控除する場合は、扶養されている人の年齢等に応じて、下記（2）及び（3）の控除があります。

※2 障害者本人が扶養している人がいる場合も同様に、下記（2）及び（3）の控除があります。

（2）扶養控除

区分	年齢等	所得税	市道民税
① 老人扶養	70歳以上	48万円	38万円
② 同居老親等	同居している 70歳以上の扶養している人又はその配偶者の直系尊属	58万円	45万円
③ 一般扶養	16歳～69歳 ※19歳～22歳は除く	38万円	33万円
④ 特定扶養	19歳～22歳	63万円	45万円
⑤ 年少扶養	16歳未満	なし	なし

（3）配偶者控除

区分	年齢等	所得税	市道民税
① 控除対象配偶者	70歳未満の配偶者	下表のとおり	下表のとおり
② 老人控除対象配偶者	70歳以上の配偶者	下表のとおり	下表のとおり

	扶養している人の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
区分	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
控除対象配偶者	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円

※上記金額等は変わる場合がありますので、詳細についてはそれぞれにお問い合わせください。

問 合 先	所 得 税	国税相談専用ダイヤル ～ ☎0570-00-5901（ナビダイヤル）
	市 道 民 税	（市）市民税課 ～ 市役所2階 ☎65-4120

2 自動車税等の減免

知的障害のある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の減免を受けることができます。

1. 対 象 者 (自動車の所有者等)	療育手帳を持っている方で、次のいずれかに該当する場合。 ① 障害者が自動車を所有し、自分で運転する場合 ② 障害者が自動車を所有し、その方と生計を同じくする方が、もっぱら障害者のために運転する場合 ③ 障害者と生計を同じくする方が自動車を所有し、もっぱら障害者が運転する場合 ④ 障害者と生計を同じくする方が自動車を所有し、もっぱら障害者のために生計を同じくする方が運転する場合 ⑤ 障害者のみで構成されている世帯の障害者が自動車を所有し、その方を介護する方が運転する場合 ⑥ 構造上、障害者の方が利用するための自動車を障害者のために使用する場合
2. 対象となる自動車 (事業用は除外)	普通自動車
3. 要 件	障害者の通院、通学、通園、通所又は生業のために、本人又は生計を同じくする方等が、週1日以上運転する事を継続的に行うもの。 (上記①及び⑥の場合を除く)
4. 減 免 台 数	知的障害者（児）1人について1台
5. 持参するもの	(1) 障害者が自動車を所有し、自分で運転する場合 [上記1.対象者①に該当する方] ① 療育手帳 ② 運転免許証 ※マイナ免許証の場合は、免許情報がわかるものを提出（提示）してください。 ③ 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項 (自動車を新しく取得する場合は、自動車税申告書（報告書）を併せて提出) (2) それ以外の場合 自動車の所有者・自動車を運転する方、自動車の使用状況によって申請時に持参するものが異なりますので、下記の問合先にお問い合わせください。
6. 問 合 先	北海道札幌道税事務所 自動車税部 自動車税課税課減免審査第一・二係 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目 ☎011-746-1194 十勝総合振興局 納税課 収納管理係 東3条南3丁目 ☎26-9038
7. 手 続 先	十勝総合振興局 納税課 収納管理係 東3条南3丁目 ☎26-9038 FAX22-7209

3 軽自動車税の免除

障害者(児)本人や障害者(児)と生計を一にする方が所有する軽自動車のうち、次の項目に該当する場合、軽自動車税が免除となります。

1. 対 象 者	障害者が自ら使用する場合、又は、障害者(児)の通院や通勤、通学などのため、障害者(児)と生計を一にする方、又は、障害者(児)(障害者のみで構成される世帯の者に限る)のために常時介護する方が運転する場合。
2. 対象となる軽自動車	軽自動車(乗用、貨物)・オートバイなど。
3. 軽自動車の所有者等	・ 障害者 ・ 知的障害者(児)と生計を一にする方(同居を条件とする)
4. 免 除 台 数	障害者(児)1人について1台 (自動車と軽自動車を所有している場合、自動車を優先)
5. そ の 他	軽自動車の課税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。 軽自動車税の納期限(毎年5月末日)までに手続きしてください。 (※療育手帳の交付が4月2日以降の場合は、翌年度からの免除となります)
6. 持参するもの	① 療育手帳 ② 運転免許証 ③ 車検証
7. 手 続 先	(市) 市民税課税務係 ～ 市役所2階 (☎65-4119)

4 利子の非課税(利子非課税貯蓄制度)

障害者の方などの貯蓄について、下記のものが非課税となります。

1. 非 課 税 の 範 囲	① マル優貯蓄(少額貯蓄非課税制度) 350万円 ② 特別マル優(少額公債非課税制度) 350万円
2. 非 課 税 の 対 象 者	療育手帳(A・B)の交付を受けた方など
3. 手 続 時 期	療育手帳などを取得した以後に手続きができます
4. 持参するもの	療育手帳など対象者であることを証明できるものを金融機関の窓口へ提出してください。(詳しくは、金融機関へ)
5. 手続・問合せ先	各金融機関 (銀行、信金、郵便局、農協など)

5 相続税の控除・贈与税の非課税

障害者が相続や贈与などを受けた場合、税の控除や非課税となる場合があります。

1. 相続税の控除	相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数（85歳から相続人の年齢を差し引いた年数）に10万円（療育手帳 Aの場合は20万円）を乗じた金額が相続税額から控除されます。
2. 贈与税の非課税	特定障害者（特別障害者及び特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特別障害者以外の特定障害者の方は3,000万円）まで贈与税がかかりません。 この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社（銀行）を通じて税務署に提出する必要があります。
3. 問合せ先	国税相談専用ダイヤル ～ ☎0570-00-5901（ナビダイヤル）

6 NHK放送受信料の免除

1. 免除の対象者	半額免除	住民基本台帳法（住民票）の世帯主が以下の条件であること。 ① 本人が世帯主で、療育手帳を持つ重度の障害の方（療育手帳A） ② 本人がNHKとの受信契約者であること
	全額免除	次のいずれにも該当する場合、全額免除となります。 ① 療育手帳所持者が世帯にいること。 ② 世帯全員が市民税非課税であること。
2. 手続方法	(市)障害福祉課で証明を受け、NHKへ郵送にて提出してください	
3. 持参するもの	① 療育手帳 ② 印鑑	
4. 証明書発行先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148	
5. 問合せ先	NHK営業サービス(株) 札幌事業所 ☎011-232-7125	